

# 市営住宅修復検査基準

項 目	検 査 基 準
(1)屋外附帯施設	「修繕負担区分表」の入居者が各々で負担する者に準ずる。
(2)給 水 施 設	同 上 特に給水蛇口(カラン)の漏水に注意
(3)衛 生 設 備	同 上
(4)電 気 設 備	同 上 特に台所換気扇に注意(スイッチ不良、油汚れなど)
(5)建 築 主 体 内 壁 タタミ フスマ その他	同 上 軽微な補修、特に落書きなど 原則として入居3年以上経過した畳は表の張り替えを全てする。 破れたフスマがある場合、キズ、汚れ、しみがある場合は貼り替える。また、変色が目立つ場合も貼り替える。 住宅課が指示するもの

## M E M O

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---